

白鷹町建築物耐震改修促進計画

平成 28 年 3 月

山形県白鷹町

目 次

はじめに	2
白鷹町建築物耐震改修促進計画	
1 目 的	3
2 促進計画の位置づけ	3
(1) 促進計画の位置づけ	3
(2) 促進計画の期間	3
3 建築物の耐震診断・改修の実施に関する目標	4
(1) 想定される地震の規模・被害	4
(2) 耐震化の現状	5
(3) 耐震改修等の用途別目標の設定	9
(4) 公共建築物の耐震化情報の開示	12
4 建築物の耐震診断・改修の促進を図るための施策	12
(1) 基本的な取組方針	12
(2) 促進を図る支援策	12
(3) 改修実施への環境整備	14
(4) 地震時の建築物の総合的な安全対策	14
(5) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化	15
(6) 防災拠点施設の耐震化	15
(7) 地震時の通行を確保する道路	15
(8) 改正法第5条第3項第1号に関する事項	16
(9) 改正法に伴うその他の促進策	16
(10) その他の促進策	16
5 住宅・建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等	17
(1) 地震ハザードマップの作成・公表	17
(2) 相談体制の整備・情報提供の充実	17
(3) 家具転倒防止策	17
(4) 自治会等との連携	17
6 建築基準法に係る所管行政庁との連携	18
(1) 指導・助言の実施	18
(2) 建築基準法による勧告・命令の実施	18
7 その他関連施策の推進	18
(1) 関係団体による協議会の設置	18

はじめに

平成7年1月に発生した阪神・淡路大地震は、地震による直接的な死者数が5,502人に上り、この約9割に当たる4,831人が住宅・建築物の倒壊等が原因によるものでした。この、甚大な被害をもたらした阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が制定されました。

耐震改修促進法施行後においても、平成16年10月に発生した新潟県中越地震や平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成19年3月の能登半島地震、同年7月の新潟県中越沖地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震等大地震が頻発しており、耐震改修を早急に促進させる必要があるため、平成18年1月に耐震改修促進法の改正が行われました。この改正を受け、県では、平成19年1月、「山形県建築物耐震改修促進計画」を策定し、白鷹町においても、当該法律の改正や県の耐震改修促進計画を踏まえて、耐震性向上に関する総合的な施策の基本となる「白鷹町建築物耐震改修促進計画」を定め、建築物の耐震化に取り組んで来ました。

しかしながら、平成23年3月に発生した東日本大震災では18,000人を超える尊い命が奪われ、巨大な地震・津波による一度の災害では戦後最大の人命が失われるなど、従来の想定を超える甚大な被害をもたらしました。

この大震災の被害を受け、今後発生が予想される南海トラフの巨大地震や首都直下型地震などの大地震の発生に備えるため、平成25年5月に、耐震改修促進法が改正されました。

山形県内では、平成15年6月に国の地震調査研究推進本部より「日本海東縁部の地震活動の長期評価」において、「山形県沖の地震」の長期評価が公表され、山形盆地断層帯においては、阪神・淡路大震災を上回るマグニチュード7.8クラスの大規模地震が今後30年以内にはほぼ0～7%の確率で発生する可能性が指摘されています。

白鷹町では、東日本大震災の教訓を踏まえ、耐震化の取り組みを加速化させるため、改正法に基づき「白鷹町建築物耐震改修促進計画」を改定し、大規模災害時の被害の軽減を図り、日常生活の安全・安心を確保するため、耐震化の促進に向けた取り組みを総合的かつ計画的に行います。

1 目的

「白鷹町建築物耐震改修促進計画」（以下「促進計画」という。）は、町民の人命や財産を保護するため、地震による建築物の倒壊等の被害を最小限に抑え既存建築物等の耐震性を向上する策として、県と町が連携した耐震診断・耐震改修等の取組みを総合的・計画的に促進する基本的な枠組みを定めることを目的とする。

2 促進計画の位置づけ

（1）促進計画の位置づけ

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号、以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項の規定に基づいて計画する本計画は、「白鷹町地域防災計画（第3編震災対策編）」（平成20年1月策定）を上位計画とし、その中で、既存建築物の耐震改修に関する施策の基本的な方向性を示す計画である。

- | |
|---|
| <p>(法) 災害対策基本法・建築基準法・耐震改修促進法</p> <p>(国) 防災基本計画</p> <p>(県) 山形県地域防災計画（震災対策編）
山形県建築物耐震改修促進計画・山形県公共施設等耐震化基本指針</p> <p>(町) 白鷹町地域防災計画（震災対策編 災害予防計画）
白鷹町建築物耐震改修促進計画</p> |
|---|

（2）促進計画の期間

計画の実施期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とする。

なお、期間内に定期的に点検・検証を行うものとし、必要に応じて計画を見直すものとする。

3 建築物の耐震診断・改修の実施に関する目標

(1) 想定される地震の規模・被害

山形県内には、山形盆地断層帯をはじめ、庄内平野東縁断層帯、新庄盆地断層帯、及び長井盆地西縁断層帯の4つの大きな断層帯が存在していることが明らかとなった。その内の3断層帯にあっては、阪神・淡路大震災を上回るマグニチュード7.5～7.8クラスの大規模地震が発生する可能性があることが指摘されている。(表一1)

特に、山形盆地断層帯は、地震が頻発している宮城県と新潟県の間位置する地震の空白域に当たり、今後30年以内に大規模地震が発生する確率が0～6.7%と、全国の断層帯と比較しても高い確率で予想されている。

白鷹町に存在する「長井盆地西縁断層帯」の地震発生確率は低いものの、発生した場合の地震規模は大きく、被害も大きくなるものと予想されている。

(表一1) 想定地震の長期評価一覧

断層名	最大規定地震の規模	位置	断層の長さ	発生確率		公表年月
				30年以内	100年以内	
庄内平野東縁断層帯	約 M7.5	遊佐町～ 旧藤島町	約 38km	ほぼ 0～6%	ほぼ 0～20%	平成 21 年 10 月
新庄盆地断層帯	約 M6.9～ 7.1	新庄市～ 舟形町	東部 約 22km 西部 約 17km	0.6～5%	2～20%	平成 23 年 5 月
山形盆地断層帯	約 M7.8	大石田町～ 上山市	約 60km	ほぼ 1～8%	ほぼ 4～20%	平成 19 年 8 月
長井盆地西縁断層帯	約 M7.7	朝日町～ 米沢市	約 51km	0.02%以下	0.1%以下	平成 17 年 2 月

(山形県危機管理課の資料による。)

県が実施した「県内断層帯の被害想定調査」について、各断層帯で地震が発生した場合における被害予想結果を次の表一２に示す。

その中で、白鷹町に存在する「長井盆地西縁断層帯」の被害想定調査結果によると、積雪のある冬季の早朝に地震が発生した場合に最も被害が大きくなると予想されており、町内では、死者５９人、負傷者７０５人、避難者１，７９１人、建物の全壊１，１１０棟、半壊１，９９３棟の被害が発生すると予想されている。

(表一２) 県内断層帯の被害想定調査結果一覧表

	庄内平野東縁断層帯	新庄盆地断層帯	山形盆地断層帯	長井盆地西縁断層帯
(公表年月)	平成 18 年 6 月	平成 10 年 3 月	平成 14 年 12 月	平成 18 年 6 月
想定マグニチュード	M7.5	M7.0	M7.8	M7.7
建 物 全 壊	10,781 棟	1,295 棟	34,792 棟	22,475 棟
建 物 半 壊	23,618 棟	5,342 棟	54,397 棟	50,926 棟
死 者	915 人	110 人	2,114 人	1,706 人
負 傷 者	9,694 人	2,585 人	21,887 人	16,405 人
避 難 者	41,044 人	7,776 人	94,688 人	78,849 人

注) 発生ケースは冬季の早朝を想定 (山形県危機管理課資料による。)

(2) 耐震化の現状

① 住 宅

平成 25 年 10 月 1 日現在 (平成 25 年住宅・土地統計調査) で、町内には総数 4,590 戸の住宅がある。その内、現行の耐震基準が適用された昭和 56 年 6 月 1 日より前 (以下「昭和 56 年以前」とする。) に建築された住宅は 2,262 戸あり耐震基準を満たさない可能性のある住宅は全体の 49.3% を占めていることになる。(表一 3) 構造別では、木造の住宅が 4,530 戸で全体の 98.7% と高い比率を占め、その中でも、昭和 56 年以前に建築された木造住宅が、上記同様 2,262 戸で木造住宅の半数以上の 49.9% を占めている。これは、いかに木造住宅の耐震化が喫緊の課題であるかということを示している。

県が簡易診断により実施した耐震実態調査、及び無料耐震診断等の結果によると、山形県内の木造住宅は、昭和 56 年以前の住宅であっても比較的耐震性があると診断されている。(表一 4)

このことから、昭和 56 年以前に建築された木造住宅 2,262 戸の内、平成 17 年度に実施した県の耐震診断結果から、耐震性があると判断される戸数を約 30% とすると、678 戸が耐震性があるものと推定できる。これ

と、耐震性を満たすと判断される昭和56年6月1日以降（以下「昭和57年以降」とする。）に建築された2,268戸と合わせて、計2,946戸の木造住宅は耐震化が確保されていると判断され、町内の木造住宅の耐震化率は約65.0%と算出できる。

非木造の住宅は、表一3によると戸建住宅・共同住宅等を合わせて60戸があり、全戸が昭和57年以降に建築されており、町内の非木造住宅の耐震化率は100%となっている。

したがって、白鷹町の平成25年10月1日時点における住宅全体の耐震化状況については、昭和57年以降に建築された住宅2,328戸と、昭和56年以前に建築された住宅で耐震診断により耐震性があると推定される木造住宅678戸を合わせると、耐震性を満たすと考えられる住宅は合計で3,006戸、耐震化率65.5%と推定される。（表一5）

（表一3）白鷹町の住宅建設年代別戸数

（単位：戸）

建設年代	木造住宅	非木造住宅	備考
～昭和45年（～1970）	1,130	0	2,262（49.3%）
昭和46年～昭和56年（1971～1981）	1,112	0	
不詳	20	0	
昭和56年以前 小計	2,262	0	
昭和57年～平成2年（1982～1990）	738	60	2,328（50.7%）
平成3年～平成12年（1991～2000）	660	0	
平成13年～平成17年（2001～2005）	440	0	
平成18年～平成22年（2006～2010）	320	0	
平成23年～平成25年9月（2011～2013）	90	0	
不詳	20	0	
昭和57年以降 小計	2,268	60	
合計	4,530(98.7%)	60(1.3%)	4,590（100%）

（平成25年住宅・土地統計調査結果より）

（表一4）昭和56年以前建築の県内木造住宅の耐震診断結果

県内で実施した耐震診断	診断件数	耐震性あり	耐震性なし
平成15年度 簡易診断による耐震実態調査	51件	8件（15.7%）	43件（84.3%）
平成16年度 簡易診断による無料耐震診断等	27件	15件（55.5%）	12件（44.5%）
平成17年度 簡易診断による無料耐震診断等	179件	59件（33.0%）	120件（67.0%）
計	257件	82件（31.9%）	175件（68.1%）

(表一五) 白鷹町の住宅耐震化率の推計

住宅総数 4,590 戸	昭和57年以降建築 2,328 戸	木造 2,268 戸 非木造 60 戸	耐震性を満たす住宅 3,006 戸 (65.5%)
	昭和56年以前建築 2,262 戸	木造 678 戸 (30%) 非木造 0 戸 (0%)	
		木造 1,584 戸 (70%) 非木造 0 戸 (0%)	耐震性を満たさない住宅 1,584 戸 (34.5%)

(平成25年住宅・土地統計調査結果より推定)

② 建築物

a 特定既存不適格建築物

特定既存不適格建築物とは、耐震改修促進法第14条第1項第1号、第2号、及び第3号に該当する建築物で、昭和56年以前に建築確認を受けて建築された建築物であるが、耐震改修促進法の改正により、範囲は拡大されている。(表一六)

(表一六) 特定既存不適格建築物の耐震化状況 (公共施設のみ)

用途	対象棟数	診断棟数	診断で耐震性有	耐震化済	用途	対象棟数	診断棟数	診断で耐震性有	耐震化済
小中学校等(2階・1,000㎡以上)	4	4	1	3	病院・診療所(3階・1,000㎡以上)	0	0	0	0
学校(上記以外)	0	0	0	0	劇場・集会場(3階・1,000㎡以上)	1	1	0	0
体育館(一般供用1,000㎡以上)	1	1	0	1	店舗等(3階・1,000㎡以上)	0	0	0	0
老人ホーム(2階・1,000㎡以上)	0	0	0	0	ホテル・旅館(3階・1,000㎡以上)	0	0	0	0
幼稚園・保育園(2階・500㎡以上)	0	0	0	0	公共庁舎(3階・1,000㎡以上)	1	1	0	0
危険物貯蔵	0	0	0	0	その他	0	0	0	0
賃貸共同住宅(3階・1,000㎡以上)	0	0	0	0	合計	7	7	1	4

b 公共施設（町有施設）

町が所有する防災活動拠点、及び住民が多数利用する施設等総数は、小・中学校の統合や、保育園の統合・民営化が進んだこともあり、平成22年度の54棟から40等まで減少している。

昭和56年以前に建築された町の施設は21棟で全体の52.5%を占め、その耐震診断率は全体で95.2%、耐震化率は90.0%となり、平成22年度の耐震化率57.4%と比較すると大幅に改善している。（表—7）

（表—7）公共施設（防災活動拠点施設等となる建築物）施設区分別耐震改修状況

施設区分	全棟数	s57年以降建築棟数	s56年以前建築棟数	s56年以前建築の全体棟数に占める割合	耐震診断実施済の棟数	改修等不要な棟数	改修等必要な棟数	改修		耐震診断未実施の棟数	耐震化済の棟数	耐震化未実施の棟数	耐震診断実施率	耐震化率
								改修済棟数	改修未実施の棟数					
	A	B	C	C/A %	D	E	F	G	H	I=C-D	J=B+E	K=H	D/C %	J/A %
社会福祉施設等	3	3	0	0.0	0	0	0	0	0	0	3	0	0.0	100
小中学校等	16	5	11	68.8	11	7	4	4	0	0	16	0	100	100
庁舎等	1	0	1	100	1	0	1	0	1	0	0	1	100	0.0
公民館等	8	4	4	50.0	4	1	3	2	1	0	7	1	100	87.5
体育館等	6	3	3	50.0	3	0	3	3	0	0	6	0	100	100
救護施設等	1	1	0	0.0	0	0	0	0	0	0	1	0	0.0	100
その他施設	3	2	1	33.3	0	0	0	0	0	1	2	1	0.0	66.7
消防署等	1	0	1	100	1	0	1	0	1	0	0	1	100	0.0
公営住宅等	1	1	0	0.0	0	0	0	0	0	0	1	0	0.0	100
合計	40	19	21	52.5	20	8	12	9	3	1	36	4	95.2	90.0

（平成28年1月1日現在）

※ 対象施設は、木造以外の2階以上又は延床面積200㎡を超えるもの。

(3) 耐震改修等の用途別目標の設定

白鷹町には、「長井盆地西縁断層帯」が存在しており、断層による被害を勘案して減災対策を施すことが重要であるため、住宅・建築物の耐震化目標は、町内全域において国の基本指針による耐震化目標と同じ95%に設定する。

また、町が所有する施設の耐震化については、町民が安心して利用でき防災活動拠点施設として機能する必要があることから、表一7の区分にある全施設について耐震化を施すことを目標とする。

① 住宅

住宅については、耐震性を満たさないと考えられる1,584戸のうち、少なくとも、今後5年間で耐震改修を行う必要があると思われる1,355戸の耐震診断が必要と考えられる。

町内の住宅の耐震改修を目標どおりに実現させるためには、この1,125戸について、平成31年度までに耐震診断を完了することを目標とする。

■ 5年後の住宅の耐震化目標

5年後の平成32年度における住宅の耐震化率の目標を95%に置く。

平成27年度耐震化率	平成32年度耐震化率
65.5%	95.0%

		平成27年度推計値	⇒	平成32年度目標値
住宅総数		4,590戸		4,590戸
	うち耐震性あり	3,006戸(65.5%)		4,361戸(95%)
	うち耐震性なし	1,584戸(34.5%)		229戸(5%)

耐震改修が必要な戸数 1,355戸 (1,584戸 - 229戸)

		平成27年度推計値	⇒	平成32年度目標値
非木造住宅		60戸		60戸
	うち耐震性あり	60戸(100.0%)		60戸(100.0%)
	うち耐震性なし	0戸(0%)		0戸(0%)
木造住宅		4,530戸		4,530戸
	うち耐震性あり	2,946戸(65.0%)		4,301戸(94.9%)
	うち耐震性なし	1,584戸(35.0%)		229戸(5.1%)

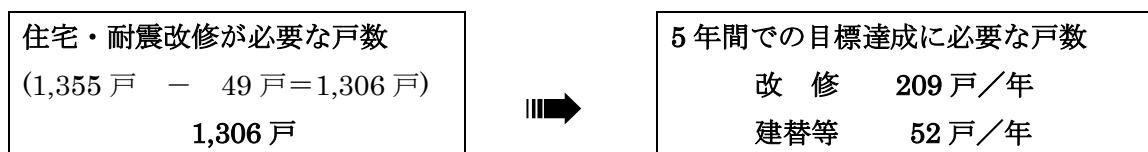
■ 目標達成のために必要な戸数

目標とする耐震化率95%を達成するためには、平成27年度推計値の耐震性なしの1,584戸から平成32年度目標値の耐震性なし229戸を差し引

いた1, 355戸の耐震改修を実現することが必要である。

また、「住宅・土地統計調査」によると、住宅の空き家は、町内に平成20年で約320戸、平成25年では約430戸が存在し、この間約110戸ほど増加している状況にある。高齢者世帯の内、単身、あるいは、夫婦で居住している世帯が増加していることを考慮すると、今後5年間においても引続き約100戸が新たに空き家になると推測される。その内、昭和56年以前に建築された住宅の比率が49.3%であることから、昭和56年以前建築住宅の内、49戸が空き家になると推測できる。

したがって、平成27年度以降5年間で耐震改修等が必要な戸数1,355戸から、空き家になると推計される49戸を差し引いた残りの1,306戸が、実際に耐震改修をすべき住宅となる。それらの改修を、今後5年間で目標の耐震化率を達成するには、除去や建替えの実施目標を52戸/年、増改築を含めた耐震改修の実施目標を209戸/年に置くこととする。



② 建築物

白鷹町における昭和56以前の特定既存不適格建築物については、民間施設に対して指導強化等により耐震化の促進を図っていく。公共施設については、平成27年度で耐震化率が90.0%となり耐震化が進んでいるが、全施設耐震化を目標に、防災活動拠点施設を中心に耐震改修を推進していく。

公共施設（町有施設）

町有施設の防災活動拠点施設の耐震化率目標は、町民が安心して利用でき防災上重要な施設として機能する必要性があるため、おおむね全施設の耐震化を目指すものとする。

● 社会福祉施設等（保育園等）

平成 27 年度耐震化率	平成 32 年度耐震化率
100.0%	100.0%

・耐震化目標達成済み。

● 小・中学校等

平成 27 年度耐震化率	平成 32 年度耐震化率
100.0%	100.0%

・耐震化目標達成済み。

● 庁舎等（役場）

災害時の防災活動の拠点施設であるため耐震化を急ぐ。

平成 27 年度耐震化率	平成 32 年度耐震化率
0%	100.0%

・耐震化目標達成のため、1棟の耐震化に努める。（役場）

● 公民館等

平成 27 年度耐震化率	平成 32 年度耐震化率
87.5%	100.0%

・耐震化目標達成のため、1棟の耐震化に努める。（中央公民館）

● 体育館等

平成 27 年度耐震化率	平成 32 年度耐震化率
100.0%	100.0%

・耐震化目標達成済み。

● 救護施設等（町立病院）

平成 27 年度耐震化率	平成 32 年度耐震化率
100.0%	100.0%

・耐震化目標達成済み。

● その他施設（文化交流センター等）

平成 27 年度耐震化率	平成 32 年度耐震化率
66.7%	100.0%

・耐震化目標達成のため、1棟の耐震化に努める。（就業構造改善センター）

● 公営住宅等（神明アパート）

平成27年度耐震化率	平成32年度耐震化率
100.0%	100.0%

- ・耐震化目標達成済み。

（4）公共建築物の耐震化情報の開示

防災活動拠点施設である町有施設については、耐震診断を速やかに行い、その後、施設の耐震性の公表に努める。

4 建築物の耐震診断・改修の促進を図るための施策

（1）基本的な取組方針

- ① 建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正により、これまで一定規模の不特定多数の者及び避難弱者が利用する建築物を対象に、耐震診断及び耐震改修の努力義務が所有者に課せられていたが、地震に対する安全性が確保されていない住宅・建築物すべてについて、耐震診断及び必要に応じて耐震改修の努力義務が課せられた。

町内の住宅・建築物の耐震診断・改修は、所有者等が自ら耐震化に努めることを基本とし、町は県や関係機関と連携し、住宅・建築物の所有者等が耐震診断・耐震改修を計画的に行いやすいように環境の整備や必要な支援施策を講じ、本促進計画により町内全域において施策の展開を図るものとする。

- ・ 国や県の補助制度の活用を図る。
- ・ 町や建築関係団体に耐震化等の住宅改修に係る相談窓口を設置する。
- ・ 町民に耐震化に関する情報、事業者情報等の情報提供を行う。

- ② 建築物の耐震改修の促進にあたっては、町民、事業者、町、県、及び建築関係団体が、危機意識を共有しつつそれぞれが主体となって取組むものとする。

（2）促進を図る支援策

町は、住宅・建築物の耐震化を促進するため、町民が実施する耐震診断・耐震改修を国庫補助制度や県の補助制度等を活用しながら支援していく。

また、耐震相談窓口や広報・ホームページにより情報提供、啓発に努める。

町が実施する主な補助制度

「白鷹町木造住宅耐震診断士派遣事業」

【 目 的 】

町内に存する一戸建ての木造住宅に対し、耐震診断士（白鷹町木造住宅診断士登録簿に登載された耐震診断士）を派遣し、耐震診断等を実施することで、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

【 対象住宅 】

- ・昭和56年5月31日以前に着工された戸建木造住宅のうち、居住の用に供していること又は居住の用に供する予定が明らかな住宅。
 - ・木造在来軸組工法による2階建て以下の専用又は併用住宅で、個人が所有する住宅
- ※ その他要件有

【 対象経費 】

- ・診断士の派遣及び耐震診断に要する費用
- ・耐震診断と合わせて耐震補強計画の作成を行う場合は、診断士の派遣及び耐震診断に要する費用
- ・耐震補強計画の作成のみを行う場合においても同様とする。

「白鷹町木造住宅耐震改修事業」

【 目 的 】

町内に存する一戸建ての木造住宅について、地震による被害を受けた際の負担の軽減を図るため、町民が行う耐震改修を支援することを目的とする。

【 対象住宅 】

- ・耐震診断の総合評点が0.7未満で、白鷹町木造住宅耐震診断士派遣事業により耐震診断を受け、耐震診断士が耐震改修計画及び設計を作成している住宅。
- ※ その他要件有

【 対象経費 】

- ・耐震改修に要した費用（耐震補強設計及びその工事監理に要する費用を含む。）
- ※ ただし、工事後の評点が0.7以上となるものに限る。

国・県が実施する主な補助制度

「木造住宅への支援」

- ・(県) 山形県住宅リフォーム総合支援事業(耐震改修工事補助)
- ・(県) 山形県住宅リフォーム総合支援事業(融資)
- ・(県) 山形の家づくり利子補給制度

「要緊急安全確認大規模建築物への支援」

- ・(県) 建築物耐震化促進事業
- ・(国土交通省) 耐震対策緊急促進事業

「その他の支援・優遇策」

- ・(国土交通省) 住宅・建築物安全ストック形成事業
- ・(消防庁) 公共施設等耐震化事業
- ・(総務省) 緊急防災・減災事業(起債)
- ・(総務省) 所得税、固定資産税、法人税等の優遇
- ・(日本政策金融公庫) 防災・環境対策資金
- ・(県) 山形県商工業振興資金(融資)「山形の家づくり利子補給」
- ・(県) 山形県市町村振興資金(融資)

※ 上記の他、学校(文部科学省)、医療施設・社会福祉施設(厚生労働省)等に関する支援制度等有

(3) 改修実施への環境整備

改修工事の内容、補強効果、費用、施工者等の改修についての疑問や問い合わせに関しては、町民が安心して耐震改修が行えるよう「耐震相談窓口」を設置し、県や専門機関と連携しながら相談、情報提供を行い環境を整備する。

(4) 地震時の建築物の総合的な安全対策

- ・ 町民の生命・財産を守る立場から、広報誌やホームページ等で耐震化の必要性や地震防災知識の普及・啓発を行い、耐震診断・改修へ誘導していく。
- ・ 町は県と連携して、地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、避難場所や避難路、スクールゾーン内のブロック塀等の所有者等を主な対象とした安全確保に係る指導と啓発を行うとともに、所有者等が倒壊の危険性が高いブロック塀等の除却を行う場合、ブロック塀等安全確保に関する事業(住宅・建築物安全ストック形成事業)の活用を推進する。なお、事業の対象となる避難路は、以下のとおりとする。

- ① 国道(287号、348号)

- ② 一般県道（黒鴨鮎貝線、深山下山線、高玉広野線、荒砥停車場線、中山三郷寒河江線）、主要地方道（山形白鷹線、米沢南陽白鷹線、長井白鷹線、長井大江線）
 - ③ 町道
 - ④ 建築基準法第 42 条に定める道路
 - ⑤ 上記①～④のほか、住宅又は事業所等から避難所又は避難地等へ至る道
- ・ 町は、県と連携して、地震発生時の建築物の窓ガラスの破片や、天井等の落下物による災害を防止するため、市街地及び避難路に面する建築物の管理者等を主な対象として、その安全確保について指導・啓発しながら改修促進を図っていく。

（５）要緊急安全確認大規模建築物の耐震化

改正法により、不特定多数及び避難弱者が利用する大規模な特定既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果を、所管行政庁へ報告することが義務化された。町は県と連携し、耐震診断が実施されるよう、指導・啓発を実施することとする。

（６）要安全確認計画記載建築物（防災拠点施設）の耐震化

地震発生時に、災害対策活動の実施拠点となる防災拠点施設（役場庁舎）については、耐震性の確保が早急に必要であるため、重点的に耐震化を図ることとする。

（７）地震時の通行を確保する道路

山形県地域防災計画及び白鷹町地域防災計画に基づき、耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 2 号及び第 3 号の道路として県が指定する「緊急輸送道路」と、避難所に通じる道路として町が指定する「避難道路」について、県と連携し検討していく。地震発生時に建築物の倒壊等により道路が塞がれて緊急車輛の通行や町民の避難の妨げになることがないように沿道の建築物の耐震化を図りその通行の確保に努める。

「緊急輸送道路」とは、災害発生後の避難・救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するために重要な道路であり、山形県地域防災計画で定められているものである。

(8) 改正法第5条第3項第1号に関する事項

山形県地域防災計画及び白鷹町地域防災計画に基づき、耐震改修促進法第5条第3項第2号及び第3号の道路として県が指定する「緊急輸送道路」と、避難所に通じる道路として町が指定する「避難道路」について、県と連携し検討していく。地震発生時に建築物の倒壊等により道路が塞がれて緊急車輛の通行や町民の避難の妨げになることがないように沿道の建築物の耐震化を図りその通行の確保に努める。

「緊急輸送道路」とは、災害発生後の避難・救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するために重要な道路であり、山形県地域防災計画で定められているものである。

(9) 改正法に伴うその他の促進策

・計画の認定及び区分所有建築物の認定

耐震改修による増築が伴うものについては、容積率、建ぺい率の特例措置が認められ、耐震改修工法の拡大が可能となることから、県と連携し、その周知を図る。

また、耐震診断を行った建築物の管理者等は、所管行政庁（県）から、区分所有建築物の共用部分が耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けることが可能となる。これにより、認定された区分所有建築物は、区分所有法（建物の区分所有等に関する法律第17条）に規定する耐震改修のための決議要件について、3/4 から 1/2 に緩和されることから、県と連携し、その周知を図る。

・地震に対する安全性の表示制度

住宅・建築物の所有者等は、所管行政庁より、地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を受け、表示することが可能となる。表示制度は任意であり、表示が付されていないことをもって、住宅・建築物の耐震性を有さないこととはならないが、表示制度について十分な理解が得られるよう県と連携し、その周知を図る。

(10) その他の促進策

・土砂災害等危険住宅移転事業による被害軽減対策

地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害を軽減するため、土砂災害等危険住宅移転事業を活用し、地震被害の軽減を図る。

「土砂災害等危険住宅移転事業」

国が定めるがけ地近接等危険住宅移転事業の補助金交付決定を受けた事業の内、知事が指定した「土砂災害特別警戒区域」に現存する危険住宅。

5 住宅・建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等

(1) 地震ハザードマップの作成・公表

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、その地域に発生する恐れがある地震の被害予想について確実に伝え啓発し、町民に意識付けをすることが重要である。

町は、県からの資料提供を受け、「地盤の揺れやすさ」が分かる地震ハザードマップ（震度マップ）を作成し、その公表に努めるものとする。また、必要に応じてその更新を行うものとする。

(2) 相談体制の整備・情報提供の充実

町は、住宅・建築物の耐震化について、耐震相談窓口や広報・ホームページ・配布用パンフレット等により情報提供、啓発に努める。さらに、より技術的な事項については専門機関等を紹介する。

また、住宅のリフォーム等の機会を捉えて耐震化の重要性を周知する。

(3) 家具転倒防止策

住宅・建築物に十分な耐震化が施されていたとしても、家具などの転倒防止策が行われていない場合に死傷の原因となったり、避難の妨げとなることから、家具の転倒防止等の措置についても住民に周知徹底を図る。

(4) 自治会等との連携

地区の自治会や自主防災組織などの地域活動組織の存在は、地震災害発生時の救護活動等に重要な役割を果たし、また、平常時においても危険箇所の点検や耐震化の啓発等の活動に期待ができるものである。このことから、町は、組織の育成・指導の推進を図る。

また、それらの組織との相互連携を深めるため、各組織のリーダー等を対象とした耐震化に関する講習会等を開催する。

6 建築基準法に係る所管行政庁との連携

(1) 指導・助言の実施

町は県と連携し、耐震改修促進法の規定により、住宅・建築物について、耐震診断及び耐震改修の的確な実施を確保する必要があると認められる場合には、その所有者に対して指導・助言を行う。

(2) 建築基準法による勧告・命令の実施

特定既存不適格建築物の所有者が耐震改修促進法に基づく指導・助言及び指示に従わずに必要な対策をとらなかった場合において、構造上主要な部分の地震に対する安全性に著しく保安上危険であると認める場合は、町は県と連携し、建築基準法第10条の規定に基づく県の勧告・命令により、その是正に向け努力するものとする。

7 その他関連施策の推進

(1) 関係団体による協議会の設置

住宅・建築物の耐震改修は、県が中心となり、市町村や建築関係団体で構成し立ち上げた「山形県住宅・建築物地震対策推進協議会」を通じ、官民協働で促進させるものとする